

## 平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案【重点的提案】 に係る主な措置状況について

神奈川県では、平成25年6月に「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。

このたび、重点的提案24事項の主な措置状況（平成26年4月1日現在）を取りまとめましたので、お知らせします。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
<b>1 地域主権改革の着実な推進</b>	
1 事務・権限の移譲	<p>(1)「国から地方自治体への権限移譲」については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」の閣議決定（平成25年12月20日。以下「見直し方針」。）により48事項の事務・権限が地方自治体に移譲されることとなった。</p> <p>(2)「国の出先機関の原則廃止」については、「見直し方針」においても原則廃止の方向性は示されていない。</p> <p>なお、「見直し方針」において、「ハローワーク」については、移譲以外の見直しとされ、求人情報の提供や、国と地方の業務の一体的実施などを進めることとされた。また、「直轄道路・直轄河川」については、国と地方が協議を行い、協議の整ったものについて移譲を進めるとされたが、引き続き国が管理する必要のあるものについては、移譲の対象外とされた。</p>
2 義務付け・枠付けの見直し	<p>第3次一括法（平成25年6月14日公布）により、これまでに地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえて見直すべきとされた1,316条項に対し975条項の見直しが行われたが、「従うべき基準」とされたものを撤廃するなどの更なる見直しは行われていない。</p>
3 地方自治制度の抜本的な改革	<p>(1)地方自治法の抜本改正については、具体的な検討は行われていない。</p> <p>(2)住民投票条例制度の導入については、国の地方制度調査会において、引き続き検討することとされている。</p>
4 地域主権型道州制の導入	<p>(1)「新たな特区制度の創設」については、具体的な検討は行われていない。</p> <p>(2)「道州制を推進する法律の制定」については、与党においては道州制を推進する法律の国会提出を検討しているが、国としては具体的な検討は行われていない。</p>
<b>2 地方税財政制度（財政関係）の改革</b>	
1 臨時財政対策債の廃止と地方交付税総額の確保	<p>臨時財政対策債が存続し、また、法人住民税法人税割の税率引き下げ分の交付税原資化など本県の提案に沿った見直しになっていない。</p>
2 国庫補助金の廃止	<p>本県の提案する国庫補助金の廃止及び所要額の全額税源移譲は実現していない。</p>
3 国と地方の財政負担の適正化	<p>国直轄事業負担金については、地域主権推進大綱（平成24年11月30日閣議決定）において「国と地方の役割分担や今後の社会資本整備の在り方等とも整合性を確保しながら検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後のあり方について平成25年度までの間に結論を得る」こととされているが、具体的な検討は進んでいない。</p> <p>また、地方超過負担は依然として解消されていないが、特定疾患治療研究事業については、都道府県の超過負担解消も含め平成27年1月から新たな制度に移行することとされた。</p>

提案事項名及び項目名	措置の概要等
<b>3 地方税財政制度(税制関係)の改革</b>	
1 地方消費税の税率の引上げと税源移譲の実現	<p>平成24年8月に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」において、地方消費税の税率（現行：消費税率換算1%）を平成26年4月1日から1.7%へ、平成27年10月1日から2.2%へと引き上げる旨規定された。同法では、それぞれの施行前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる旨規定されている。</p> <p>このうち、平成26年4月1日からの1.7%への引上げは実施されたが、平成27年10月1日からの2.2%への引上げは、確実に施行されるとは言えない。</p> <p>また、所得税から住民税への更なる税源移譲は、いまだ実現していない。</p>
2 自動車諸税の見直し	<p>自動車取得税については、税率の引下げ及びエコカー減税の拡充、自動車重量税については、エコカー減税の拡充及び経年車に対する税率の引上げが実施された。</p> <p>また、平成25年12月に自民党及び公明党が決定した「平成26年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」という。）では、自動車取得税を消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止することとされている。</p> <p>こうした見直しに伴う地方の代替財源については、平成25年12月に閣議決定された「平成26年度税制改正の大綱」及び与党大綱ともに言及していない。両大綱に明記された平成27年度以降の軽自動車税の税率引上げや、与党大綱に明記された消費税率10%段階での自動車税への環境性能割の導入は、地方の増収に寄与することが見込まれるものの、十分な代替財源が確保されるのかは不透明である。</p> <p>なお、両大綱ともに、自動車税の車検時徴収には言及していない。</p>
3 地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源の確保	<p>与党大綱では、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行うこととされているが、具体的な措置は講じられていない。</p>
4 地方法人特別税の地方税への復元	<p>平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の税率を引き下げ、法人事業税の税率を引き上げることにより、地方法人特別税の一部を地方税に復元することとされたが、一方では、この復元相当分について、法人住民税法人税割の一部国税化（地方交付税原資化）という、地方税を用いた地方団体間の税収格差是正策を新たに講ずることとされたため、実質的に地方税への復元はされていない。</p> <p>なお、与党大綱では、消費税率10%段階において、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるほか、地方法人特別税を廃止するなど、関係する制度について幅広く検討を行うこととされている。</p>
5 課税自主権の拡大	<p>両大綱ともに、課税自主権の拡大には言及していない。</p>

提案事項名及び項目名	措置の概要等
<b>4 再生可能エネルギー等の普及拡大</b>	
1 再生可能エネルギーの導入目標の設定とロードマップの策定	平成26年4月11日に新たな「エネルギー基本計画」が閣議決定されたが、数値目標については、原発事故前の目標値を脚注に盛り込んだ上で「上回る水準の導入を目指す」という記載にとどまり、具体的な導入目標や達成に向けたロードマップは明らかにされていない。
2 固定価格買取制度の効果的な運用	平成26年3月25日に平成26年度の固定価格買取制度の買取価格等が公表されたが、買取区分の変更は洋上風力及び既設導水路活用中小水力の新設のみである。
3 海洋再生可能エネルギーの導入促進	平成25年3月12日に内閣官房総合海洋政策本部事務局が「実証フィールドの要件と選定の方法について」を公表、募集を行っているが、実証フィールドの整備に関する予算措置はされていない。
4 スマートグリッド等の基盤整備の促進	電力小売自由化を踏まえた地域経済循環を創出するため、自立的で持続可能な分散型エネルギーインフラを官民連携して共同整備する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」のモデル地域が平成25年10月に選定され、プロジェクト推進組織の構築等の予算が措置されたが、エネルギー管理センターや熱配管など基盤的なインフラ整備に係る予算は措置されていない。
5 水素エネルギーの普及促進	産業用燃料電池の導入促進に向けては、引き続き分散型電源導入の観点から、コージェネ型燃料電池に対する補助が継続されているが、燃料電池（モノジェネを含む）自体への補助制度は措置されていない。 水素エネルギーの普及については、平成25年12月、経済産業省に「水素・燃料電池戦略協議会」が設置され、ステーションの設置目標等を含め水素社会の実現に向けたロードマップを作ることとされている。
<b>5 地球温暖化対策の推進</b>	
1 温室効果ガス削減中期目標達成のためのロードマップの策定	(1) 温室効果ガス削減の中期目標については、平成25年11月開催のCOP19において、2020年度における温室効果ガス削減目標を2005年度の排出量を基準として3.8%削減する新たな目標が発表された。なお、この目標は原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策等の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。 暫定的とはいえ中期目標は設定されたが、目標達成に向けたロードマップは現段階で示されていない。 (2) 「国内排出量取引制度」については、環境省において、課題についての検討報告書が公表されているものの、実現に向けた方向性が示されていない。 また、「商品、サービスのライフサイクルを通じた削減が評価される仕組み」については、環境省と経済産業省により基本ガイドラインが公表されているものの十分ではなく、現時点では検討、整理すべき点がある。
2 温暖化対策における国・地方の役割の明確化と財源措置等	国、都道府県、市町村の具体的な役割分担は明確化されていない。 また、「地球温暖化対策のための税」においても、地方側が求めた財源措置はなされておらず、平成25年12月に自民党と公明党が決定した平成26年度税制改正大綱の検討事項において「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う」旨の記載が盛り込まれたが、現段階では、具体的な措置はなされていない。
3 省エネルギー性能の高い建物の資産評価制度の構築	国土交通省が、「中古住宅に係る建物評価手法の改善のあり方検討委員会」における議論を踏まえ、平成26年3月に「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を取りまとめたが、本県の提案内容は反映されていない。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
<b>6 循環型社会づくりの効果的な推進</b>	
<b>循環型社会の実現 1 に向けた取組の推進</b>	(1) 第三次循環型社会形成推進基本計画に基づき、平成25年度に容器包装リサイクル法・家電リサイクル法の評価・検討が行われているが、具体的な見直し案は示されていない。 (2) 平成26年度当初予算において、「総合的な2R戦略の展開（制度化も視野に入れた、総合的な2R戦略策定に向けた調査・検討等）」の予算が措置されたが、融資・税制優遇措置については、十分な措置がされていない。
<b>2 建設汚泥の再生利用の推進</b>	建設汚泥について、建設リサイクル法の特定建設資材への追加等は措置されていない。
<b>3 PCB廃棄物の処理の推進</b>	(1) 国によるPCB廃棄物の処理体制の整備・充実は具体的に措置されていない。 (2) 国による「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の改定は行われていない。
<b>7 微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進</b>	
<b>1 粒子状物質を多量に排出する旧式ディーゼル車の対策強化</b>	新たな法制度については措置されていない。 また、新車の転換に係る支援措置については、国土交通省では、CNG及びハイブリッドトラック・バスに対して一定の補助が引き続き継続され、環境省では、中小トラック運送事業者を対象に、燃費性能の高い環境対応車への買い替えに対して、新たな補助制度が創設された。 (環境省事業はCO2削減が目的だが、最新規制適合車なので、結果的に大気環境にも資することとなる。)
<b>2 PM2.5に係る生成機構の早期解明と常時監視の精度向上</b>	環境省の平成26年度重点施策として、PM2.5に係るモニタリングの充実、発生源・生成機構の把握等を進めるとともに、密接に関連する光化学オキシダントも含めた総合的な対策を推進することが盛り込まれた。 また、平成25年12月に環境省が公表した「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ）」において、PM2.5の現象解明と削減に向けた対策検討を進めるため、中央環境審議会に新たな専門委員会を設け、平成26年度中を目途に国内における発生抑制策の在り方について中間的な取りまとめを行うことや、平成28年度末を目途にPM2.5の二次生成機構の解明を目指すことが示された。 一方、PM2.5濃度の正確な把握をするための測定精度等については、特段の措置は講じられていない。
<b>3 「注意喚起のための暫定的な指針」の見直し</b>	平成25年12月に環境省が公表した「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ）」において、国内外の知見の充実に向けた調査研究を進め、その結果を暫定指針の見直し等に活用していくことが示されたが、実施スケジュール等は明らかにされていない。
<b>4 広域的な高濃度予報の実施</b>	環境省の平成26年度重点施策として、PM2.5及び光化学オキシダントの総合的な対策の推進が盛り込まれ、取組の一つとして既存のシミュレーションモデルの高度化を行っていくこととされた。 また、平成25年12月に環境省が公表した「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ）」において、PM2.5予報ができることを目指して環境省が主体となったシミュレーションモデルの構築に取り組み、予測精度を高めること、また、モデル構築の過程においても、その時点までに得られた成果を活用して、注意喚起の精度向上を行うことが示された。 ただし、構築されたシミュレーションモデルに関して情報提供を行うとされているが、注意喚起の主体は引き続き都道府県とする方針であり、そのための高濃度予報を実施することは予定されていない。
<b>5 粒子状物質対策の法制度の抜本的な見直し</b>	具体的な措置は講じられていない。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
<b>8 大規模災害対策の推進</b>	
1 大規模地震対策の早期取りまとめ	全国で一体的に地震対策を推進するため、平成26年3月28日、中央防災会議において「大規模地震防災・減災対策大綱」が定められたが、地震防災戦略は取りまとめられていない。
2 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立	国において、特に措置されていない。
3 石油コンビナート地域の防災対策の強化	平成25年度の補正予算において、今後7年程度の対策の第1弾として、巨大地震を想定し、石油の供給機能を維持すべく、製油所における設備の耐震・耐液状化等の対策や設備の安全停止対策などの石油供給インフラ強靱化事業が措置された。
4 原子力災害に関する総合的な対策や体制の整備	国は原子力災害対策の見直しを進めているが、平成25年9月5日に改正された原子力災害対策指針では、原子力発電所以外の原子力事業所にかかる緊急事態の区分やその判断基準、原子力災害対策重点区域の範囲、オフサイトセンターの在り方などは今後の検討課題とされている。
<b>9 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応</b>	
1 国の責任による最終処分場の確保	8,000ベクレル/kg以下の下水汚泥焼却灰等については、依然として国の責任において最終処分場の確保等がなされる動きはない。
2 下水汚泥焼却灰の処分等の安全性の十分な周知	放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の処理に当たって、国が示した基準に基づく処分等の安全性について国民へ十分な周知はなされていない。
3 放射性物質濃度低減方策等の調査・研究の推進	放射性物質濃度低減等の技術実証事業は実施されているものの、実用化までには至っていない。
4 仮置き費用等の追加的支出に対する早期の補償	東京電力株式会社による下水道事業に関する原子力損害賠償について、平成23年度を対象とする2回の請求については既に支払いを終え、現在は、東京電力による平成24年度を対象とする請求内容の確認作業がされているところであるが、合意には至っていない。
<b>10 基地対策の推進</b>	
1 基地の整理・縮小・返還の早期実現	平成18年5月に在日米軍再編最終報告において合意された相模総合補給廠の一部返還等に関する事業費が予算措置された。
2 厚木基地空母艦載機の移駐等の確実な実現	平成18年5月に在日米軍再編最終報告において合意された空母艦載機の移駐に関する事業費が予算措置された。
3 基地周辺対策の充実強化	防衛施設と周辺地域の調和や地域振興等を図るための事業費が予算措置された。
4 日米地位協定の見直しと環境特別協定の締結	米軍基地内の環境問題に関しては、平成22年12月に、環境に関する日米合意などについて協議する日米作業部会が設置された。また、平成25年12月に、環境の管理に係る枠組みに関する共同発表がなされ、現在、日米間で枠組みについて協議中である。
5 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実	国において、特に措置されていない。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
<b>11 成長戦略の実現に向けた総合特区制度等の充実</b>	
1 規制の特例措置等の速やかな実現	国との協議の結果、現行制度においても取組の実現が可能であることが明らかになるなど、本県の提案した規制の特例措置等の一部が実現した。
2 関係府省予算における総合特区への優先枠の明確化	総合特別区域基本方針において、関係府省は、認定された総合特別区域計画に盛り込まれた事業に関し、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うことになっているが、本県の提案する総合特区への優先枠の設定は行われていない。
3 総合特区推進調整費の直接交付制度の創設	平成26年度当初予算において、昨年同様に総合特区推進調整費が盛り込まれたが、本県の提案する直接交付制度は創設されていない。
<b>12 経済・雇用対策の推進</b>	
1 総合的な経済対策の推進	<p>(1)平成25年6月14日、成長戦略の当面の実行方針として「第三の矢」である「日本再興戦略」閣議決定された。その中で、成長実現に向けた具体的な取組として「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」、「国際展開戦略」の3つのアクションプランが掲げられた。</p> <p>また、日本再興戦略と併せて、「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる「骨太方針」）を4年ぶりに策定した。「三本の矢」の一体的な推進など、「再生の10年」に向けた経済財政運営及び基本戦略を示し、三つの好循環を起動させ、「三本の矢」の効果を最大限発揮することを目指すこととされたが、平成26年度当初予算では地方の裁量と工夫が活きる交付金等の措置は講じられていない。</p> <p>(2)中小企業の経営改善について、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」として、支援体制の強化（よろず支援拠点・専門家派遣（3回まで無料））等が新規に措置されたほか、日本政策金融公庫の低利融資が拡充された。また、中小企業再生支援全国本部の機能拡充等が措置され、経営改善や事業再生の支援体制が強化された。</p> <p>中小企業の資金繰り支援として、本県の提案する経営力強化保証の借り換え要件の緩和などは措置されていないものの、「産業競争力強化法」に関連した中小企業の事業再生強化策として、「事業再生計画実施関連保証制度」が創設された。また、信用保証協会の財務基盤の強化について、協会が行った代位弁済の一部を損失補償するため、平成26年度当初予算で増額措置が講じられた。</p> <p>中小企業金融円滑化法終了後の金融の円滑化に万全を期すことについては、中小企業に同法終了後の影響が及ばないように、国が行う金融機関の指導監督等により対策が講じられている。</p>
2 雇用対策の充実強化	<p>国の経済対策として、緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み増しが盛り込まれ、平成25年度補正予算において新規の「地域人づくり事業」として交付金が全国で1,020億円措置され、基金事業の実施期間が原則として平成26年度末まで延長された。</p> <p>しかし、委託先が起業後10年以内の企業等に限定されるなど、使い勝手の悪かった既存の「企業支援型地域雇用創造事業」は要件緩和が行われず、平成26年度実施事業は平成25年度に雇用を開始した事業に限定されるなど、地域の創意工夫が活きる施策とはなっていない。</p>

提案事項名及び項目名	措置の概要等
<b>13 都市農業の推進</b>	
1 「日本型直接支払制度」制度設計における都市農業への配慮	創設された日本型直接支払制度では、新たに「農地維持支払」が創設され、現行の農地・水保全管理支払を組み替え・名称変更する「資源向上支払」と二本立ての仕組みとしており、平成26年度は予算措置として実施、平成27年度から法律に基づき実施することとしている。 しかし、本県の提案する都市農業特有のコスト負担に配慮した制度とはなっていない。
2 都市農業の実態を踏まえた経営所得安定対策の見直し	経営所得安定対策は、本県の提案する都市農業の実態に配慮した内容を位置づけた制度とはなっていないが、一部、産地交付金については、各都道府県の実情に合わせ、交付金額や対象作物の設定を行うことができるようになった。
<b>14 医療改革の推進</b>	
1 ICTを用いた医療情報の利活用の促進	財源措置や診療報酬の加算は行われていない。 また、医療分野における情報の利活用については、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）に基づいて設置された「パーソナルデータの利活用に関する検討会」における検討を踏まえ、医療分野について必要な対応を行っていくとされているが、法整備には至っていない。
2 WHO推奨ワクチンの定期接種化と財源の確保	水痘及び成人用肺炎球菌ワクチンは平成26年度中に定期接種化され、普通地方交付税措置が講じられる予定である。 しかし、風しんについては、地方自治体が行う緊急対策に対する財政措置は講じられていない。
3 難病対策の充実	現在、国は、難病対策の改革に向け取組を進めており、平成26年通常国会に難病新法を提出し、平成27年1月の施行を目指している。法制化後は、医療費助成における対象疾患の拡大や医療費の超過負担が解消される見込みである。
<b>15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着</b>	
1 医師確保対策の推進	医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、医師臨床研修制度の見直し（平成27年度研修から適用見込み）について報告書が取りまとめられ、都道府県募集定員上限の見直し案が示されたが、まだ具体的な制度整備はなされていない。 また、専門医のあり方に関する検討会（厚生労働省所管）において報告書が取りまとめられ、新たな専門医の仕組みの構築にあたっては、現在以上に医師が偏在することのないよう十分配慮すべきとされたが、具体的には今後日本専門医機構等で検討される予定である。
2 看護職員確保対策の推進	准看護師の養成停止に係る新たな議論はなされていないが、平成26年度当初予算案において、看護師等の離職防止・定着促進等に係る事業や看護師等養成所の運営等への財政支援など、医療従事者等の確保・養成のため、新たな財政支援制度を創設することとしている。また、潜在看護師を把握・活用する仕組みとして、アクセスしやすく、かつ、より幅広く登録できる新たなシステムを構築することとしている。 しかし、現時点では、いずれも、その具体的内容及び運用は示されていない。
3 福祉・介護職員確保対策の推進	介護福祉士取得後のキャリアパスとして、認定介護福祉士の方向性が示されているが、整備には至っていない。 社会保障審議会介護保険部会等において議論されたところであるが、具体的な措置は講じられていない。
4 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの促進	住民への相談・支援者としての役割や活動範囲についての法制上の明確化はなされていない。また、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額については、平成21年度時点の単価に戻ったが、近年、民生委員・児童委員の活動量は増加しており、実態にあった活動費の充実は図られていない。
5 救急救命士の職域拡大	平成25年9月、厚生労働省が設置した「チーム医療推進方策検討ワーキンググループ」において、救急救命士が業務を行う場所の制限緩和については、救急救命士制度の制度趣旨とは合致しないため、対応は困難という見解が示された。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
16 「健康寿命日本一」の推進	
1 医食農同源の推進	関係府省の連携による取組が進められてきたところであり、自治体への支援制度をさらに拡充する必要がある。
2 農産物等に関する表示規制の緩和	より積極的な情報提供が可能となるような規制の見直しは行われていない。
3 健康に関する各種データの提供	国が保有するデータの公表時期等については示されていない。
4 西洋医学と東洋医学の連携	具体的な措置は講じられていない。
5 がん対策の充実強化	<p>(1) 「がん検診のあり方に関する検討会」の中間報告で今後の受診率向上施策のあり方が示され、子宮頸がん及び乳がんについては、受診勧奨や未受診者への健診費用の助成が平成25年度補正予算で措置された。しかし、平成26年度当初予算では、がん検診推進事業の対象が大腸がんに限定され、補助率も依然として市町村1/2、国1/2のままとなっている。</p> <p>(2) 労働安全衛生法の一般健康診断への位置付けなど、職域におけるがん検診の受診促進に向けた有効な仕組みづくりは図られていない。</p> <p>(3) 職場の受動喫煙防止対策について規定する労働安全衛生法改正案が第186回通常国会に提出されたが、努力義務に留まっており、実効性のある受動喫煙防止措置を盛り込んだ法制度の整備には至っていない。</p> <p>(4) 平成26年度当初予算で、緩和ケア推進事業の補助対象が地域がん診療連携拠点病院にも拡大されたが、拠点病院の機能強化や地域連携に関する診療報酬の改定はされていない。</p> <p>(5) 平成25年12月、全国がん登録等について定める「がん登録推進法」が成立したが、がん登録に関する診療報酬の改定はされていない。</p>
17 障害・高齢福祉制度等の見直し	
1 障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担の見直し	具体的な措置は講じられていない。
2 障害福祉施策に係る超過負担の解消	地域生活支援事業費補助金は、平成26年度当初予算案では微増となっているが、他の個別補助制度から移行される事業の増加分を考慮すると、市町村の超過負担解消に向けた措置は講じられていない。
3 中長期的な視点に立った介護保険制度の見直し	社会保障審議会介護保険部会等において議論されたところであるが、具体的な措置は講じられていない。なお、消費税率の引上げに伴う影響を踏まえた介護報酬の改定については、措置された。
4 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設	具体的な措置は講じられていない。



提案事項名及び項目名	措置の概要等
<b>18 医療保険制度改革</b>	
1 国民健康保険の構造的問題の解決	国民健康保険制度改革については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年12月13日公布・施行）」（以下「プログラム法」という。）において、「国民健康保険に対する財政支援の拡充」を図るとともに、「財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本」としつつ、「都道府県と市町村において適切に役割を分担する」とされたところであるが、構造的問題の解決に向けた具体的な方向が示されているわけではなく、また、制度設計の詳細は今後の国・地方協議を踏まえて検討することとされており、具体的進展はない。
2 後期高齢者医療制度の安定的な運営	高齢者医療制度の見直しについては、「プログラム法」において、「高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」ものとされ、制度の存続が図られた。
3 医療保険制度の一元化	「プログラム法」において、「医療保険制度の財政基盤の安定化」や「保険料に係る国民の負担に関する公平の確保」が位置づけられているものの、医療保険制度の一元化に向けた方向性が示されておらず、具体的進展はない。
<b>19 子ども・子育て支援の拡充</b>	
1 実効ある「新たな子ども・子育て支援制度」の確立	子ども・子育て支援に係る新制度の具体化に向けて、保育緊急確保事業が予算化された。また、認可外保育施設の認可化移行のための支援制度等もメニュー化されており、一部地域の実情を加味した内容が含まれているが、給付額については現在国で検討中であり、詳細な制度設計は未だ示されていない。
2 新制度の施行に向けた広報・周知の実施	新制度移行に向け、利用者や事業者の理解が得られるための情報提供については、シンボルマークが決められ、「なるほどBOOK」の作成など広報・周知の実施が行われたが、十分ではない。
3 保育所運営費負担金制度の充実	待機児童解消のための保育所の受入児童数の拡大に伴う予算が増額された。また、本県の提案事項である、保育所入所児童の感染症対策やアレルギー児支援に対応した保育体制の強化（保育支援者の配置）は事業化されたが、要保護児童の個別対応に関しては措置されていない。
4 安心こども基金の事業期限の延長	安心こども基金は平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算による積増しと1年延長が措置されたが、自治体の裁量拡大などの制度改革はなされておらず、不十分な範囲にとどまっている。
<b>20 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し</b>	
1 政令指定都市に係る県費負担教職員制度見直しの早期実施	平成26年度文部科学省税制改正事項「指定都市に係る県費負担教職員の給与負担を道府県から指定都市へ移管するための税源移譲」に「指定都市所在道府県及び指定都市の間で財政措置のあり方について合意されたことを踏まえ、給与負担の移管に伴い必要な経費を確保するため、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲を実施する。」と明記された。
2 制度見直しのスケジュールの早期提示	また、平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」において、市町村立小中学校等の職員の給与等の負担、県費負担教職員定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定に関する事務・権限については、指定都市に移譲するとされた。 平成26年3月14日に閣議決定された第4次一括法において、関係法律の改正案が示され、同日付けで、通常国会に提出され、現在、審議中である。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
<b>21 拉致問題の早期解決</b>	
<b>1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現</b>	<p>(1)～(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しに向け、全力を尽くしていると表明している。平成25年8月末には拉致問題を北朝鮮による人権問題につなげるため、国連人権理事会に新設された調査委員会のメンバーが来日し、公聴会が行われたことや、平成26年3月には人権侵害を非難する決議がされるなど、国際社会においても拉致問題解決に向けた動きがみられている。</p> <p>しかしながら、平成14年に北朝鮮が初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから10年以上が経過し、いまだ拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。</p> <p>(4) 国は地方自治体と連携し、拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、継続した取組が必要である。</p>
<b>22 広域交通ネットワークの整備促進</b>	
<b>1 幹線道路ネットワークやスマートICの整備促進</b>	<p>国直轄事業の自動車専用道路関係については、本県配分額が示され、予算措置されている。</p> <p>また、一般国道246号厚木秦野道路((仮)伊勢原西IC～秦野中井IC)が新規事業化され、さらに、横浜湘南道路及び横浜環状南線の開通予定が平成32年度※と示された。</p> <p>※土地収用法に基づく手続きによる土地取得等が速やかに完了する場合</p> <p>スマートIC整備については、新規制度として整備を継続することとされたが、詳細については不明である。</p>
<b>2 圏央道の料金低減など一体的で利用しやすい料金体系の構築</b>	<p>平成25年12月20日に国土交通省から発表された「新たな高速道路料金に関する基本方針」では、首都圏の料金については『環状道路の整備に合わせてシームレスな料金体系を導入すべく検討することとし、平成27年度まで現行の料金を維持する』こととされ、圏央道の料金低減などは措置されていない。</p>
<b>3 鉄道網の整備促進</b>	<p>(1) リニア中央新幹線については、JR東海が国に対して平成26年度夏頃に工事実施計画の認可申請を行う予定。また、駅周辺のまちづくりに関する地方自治体への財政負担軽減に向けた制度は創設されていない。</p> <p>(2) 東海道新幹線新駅の早期実現及び設置促進については、現在のところ措置されていない。</p> <p>(3) 相模線の複線化や東海道貨物支線の貨客併用化、相鉄いずみ野線の延伸などを新たな基本計画に位置付けることについては、計画の策定に向けた検討は実施されているものの、個別路線の位置付けまでは検討されていない。また、輸送力増強に資する事業を対象とするなど助成制度の拡充は図られていない。</p>

提案事項名及び項目名	措置の概要等
<b>23 国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実</b>	
1 羽田空港の国際線機能の更なる充実	平成26年3月末に国際線旅客ターミナル拡張部が供用開始され、昼間時間帯に3万回増枠された国際線発着枠では、アジア長距離路線や欧米路線の就航が実現した。長距離国際線の輸送能力増強に必要なC滑走路延伸等の取組みも進められている。ビジネスジェットについては、国際線ターミナルにおいて専用導線の整備に向けた検討が進められている。国内線から国際線への振替による国際線の増枠は行われていない。
2 羽田空港を活用したまちづくりと空港周辺のアクセスの推進	「アジアヘッドクォーター特区と京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の連携に関する検討会」での議論に向けて、実務担当者間での調整が進められている。連絡道路の整備に向けた国の主体的な取組みは十分ではない。なお、連絡道路については、平成26年5月25日付けの新聞報道によると、菅官房長官から「東京五輪までに整備を目指す」と発言があった。
<b>24 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり</b>	
1 津波対策の推進	鎌倉海岸の津波・高潮危機管理対策緊急事業については、平成25年度防災・安全交付金補正予算（津波・高潮危機管理対策緊急事業）により措置された。
2 海岸侵食対策の推進	茅ヶ崎海岸（中海岸地区）、二宮海岸（二宮地区）及び横須賀海岸（秋谷地区）の侵食対策事業については、措置された。 しかし、総合土砂管理に関する新たな調査研究・技術開発の成果の提供など、国の支援、協力は措置されていない。
3 西湘海岸（大磯・二宮海岸）の保全対策の推進	保全対策の緊急性や、その対策に高度な技術力を要することなどが理解され、平成26年度に直轄事業として新規採択された。